

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年6月10日（木）13時35分～15時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
審査グループ 地震・津波審査部門
江寄企画調査官（テレビ会議システムによる出席）
千明主任安全審査官
検査グループ 専門検査部門
山元首席原子力専門検査官
宮崎上席原子力専門検査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からのコメントへの回答

- ✓ 燃料取り出し用構台の耐震設計
 - ◇ ばね付きオイルダンパ及び弾性支承の設置条件について
 - ◇ 改良地盤物性の設定について
 - ◇ 棟間ダンパーと原子炉建屋南外壁との接続について
- ✓ 2号機燃料取扱設備（以下「設備」という。）及び燃料取り出し用構台に係る確認事項
 - ◇ 換気設備に係る確認事項
 - ◇ 改良地盤、アンカーボルト等に係る確認事項
 - ◇ 地盤改良等準備工事の概要

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- ばね付きオイルダンパ及び弾性支承の設置条件について、すべりが発生する接触部材間の摩擦が無視し得ることを摩擦係数を示して説明するとともに、地震時のランウェイガーダの軸方向及び軸直交方向の最大変位とすべり材の可動範囲との関係を含め、機能が十分保持されることを整理して説明すること。また、すべり材として使用するテフロンについて、耐放射線特性に係る評価を行い、機能に対する影響とその対策について説明すること。加えて、一般建物に使用されている剛すべり支承との相違点について説明すること。
- 改良地盤物性の設定の妥当性を確認するために実施するパラメトリックスタディについて、設備及び燃料取り出し用構台に対して保守的となるようにパラメータの振り幅を検討の上、設備への影響も含めて応答を確認するとともに、その結果を説明すること。
- 地盤改良について、既存の基礎部等を残した上で流動化処理土（MMS）に

- よる充填・埋戻しの完了後に実施するとのことであるが、今回の地盤改良が設備及び燃料取り出し用構台の耐震設計において安全側となることを含め、改良地盤の設計上の扱い方の妥当性を説明すること。
- 棟間ダンパーと原子炉建屋とを接続するために使用するあと施工アンカー及びグラウト材の設計用物性値、設計方法、許容限界等の設定について、その妥当性及び適用性を説明すること。
 - 燃料取り出し用構台に係る確認事項におけるアンカーボルトの材料等の判定基準について、一般のアンカーボルトの他にFMボルトを含んでいるか確認し、相違がある場合は分かるように記載すること。また、オイルダンパ及び弾性支承に係る材料確認及び据付確認について、必要な特性や個数等が確認できるよう、確認内容及び判定基準を見直すこと。加えて、3・4号機とは異なり、外装材に係る確認項目が記載されていないことから、各号機での外装材の機能を整理の上、2号機では外装材に係る確認項目が不要である理由を説明すること。
 - 換気設備のダスト放射線モニタについて、従来の排気設備から換気設備への切替えに伴い新たな計器を設置することから、確認事項の追記を改めて検討するとともに、施設定期検査への影響について説明すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第17回）
 - ✓ 添付資料5 確認事項について